

## 意見シート

事 項	意 見 等
<p>(志子田副会長)</p> <p>第20条 (地域コミュニティの運営)</p> <p>第29条第2項 (協働を促進する環境づくり)</p>	<p>○地域活動全体で見えるのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者が少ないこと</li> <li>・情報のやり取りがデジタル化されて、対面で声を掛け合うことが少なくなったため、行動に着手しても戸惑うこともある</li> </ul> <p>○広域でカバーする組織（実務的）の検討をすることも必要ではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種の事項委員を統一化したなかで、特色のある行事をする（角田市の小正月の神神めぐり等のように単体で盛り上げ、より町などの全体でも盛り上げる）</li> </ul>
<p>(佐々木委員)</p> <p>条例の前文について</p>	<p>○前文にある「恵まれた自然環境」という表現について、この冬ほどそうだと実感したことはありません。仙台が大雪で路面凍結による渋滞をようやく抜け出して柴田町に入ると、雪が少ないか全く積もっていないこともあり、過ごしやすいところだと思います。かつて海軍が火薬工場を置いたほど気候に恵まれた環境です。</p>
<p>(中嶋会長)</p> <p>ポストコロナ社会における住民自治やまちづくりの進め方について</p>	<p>○対面での集会や、大人数でのワークショップの開催が困難な状況が続き、同時に日常的な住民同士の交流も減少しているなかで、住民自治のまちづくりを進めるためには、本条例内でうたわれている項目についても、新しい参加手法を検討していく必要があるのではないかと。</p> <p>【関連箇所の例】</p> <p>「第3章 まちづくりの考え方」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10条：情報共有のあり方</li> <li>・第12条：人と人とのつながりづくり</li> <li>・第4章 まちづくりを進める方法</li> <li>・第18条：審議会や住民懇談会の実施手法</li> <li>・第21条：各地区での話し合い方式</li> </ul> <p>特にこれまで、地域活動の多くは顔を合わせて行うことが基本となっていたが、集会や会議のオンライン開催も一般化してきており、今後のより良い住民参加の形態や、場づくりのあり方について検討していくことが望まれる。</p> <p>同時に、住民自治の観点からも、情報化時代に対応するための町民への支援やサポートの提供にも配慮していくことが求められる。</p>